



本村に移住するとこんな支援があります

※各事業には要件等がございます。

住まいに関すること



移住支援金給付事業	首都圏からの移住で、福島県の就職サイトFターンを利用し就業または起業する等。 ●2人以上世帯 100万円 ●単身世帯 60万円 ●子ども1人につき 100万円
定住促進住宅取得事業	夫婦いずれかが45歳未満であり、村内で新築または中古住宅を取得する。 ●基本額 新築30万円 中古15万円 ●転入者加算 40万円 ●子育て加算 10万円×子どもの人数 ●地域活性化加算 30万円
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	住宅に太陽光発電システムを設置した方への補助 ●1kwあたり3万円(上限4kw、12万円)
結婚新生活支援事業	婚姻に伴う住宅取得または賃貸費用、引越費用を支援。 ●39歳以下1世帯30万円(上限) ●29歳以下1世帯60万円
空き家・空き地バンク	村内の空き家と空き地の物件情報を集め、それを周知し利用希望者とのマッチングを行います。
空き家貸付助成事業	村内に存在する空き家の所有者が、空き家の改修を行い、第三者と賃貸契約を結んだ場合、上限50万円を補助します。

子育てに関すること



不妊症治療費等助成事業	不妊原因検査、不妊治療でかかった自己負担分を上限25万円で助成します
赤ちゃん誕生祝金	赤ちゃん誕生のお祝い金10万円贈呈
妊産婦健診無償	妊婦全15回、産後2回の健診が無料で受けられる
産後ケア事業	産後、身体の不調やケアが必要な方に助産院等で身体的なケアが受けられます
妊産婦新生児訪問指導相談	助産師、保健師、栄養士等による訪問
乳幼児健診無償	新生児聴覚検査、1か月児、3か月児、1歳6か月児、3歳児健診、股関節脱臼検診、5歳児健診
2歳児歯科健診・フッ素塗布	2歳児の歯科健診及び歯予防のためフッ素塗布
1歳児お誕生日計測	1歳のお誕生日をお祝いして、計測・栄養相談・保健指導をします
乳児教室	4～5か月児、9～10か月児の発達・育児相談、離乳食・歯科指導
ベビーマッサージ教室	生後2か月からの乳児とその保護者を対象にしたリフレッシュ教室
子育てサロン・すこやか相談会	子育て相談や親子の遊びを通しての交流事業。19日(いくじのひ)に合わせて実施します。
こども家庭センター「あるくす」	妊娠・出産・子育てなどこどもに関する相談窓口です。相談やこどもの遊び場、保護者同士の交流の場としてご利用いただけます。開所日：平日8:30～17:00
乳幼児・子ども医療費助成事業	18歳までのお子さんの医療費が全額免除となります。
国民健康保険均等割額免除	18歳までのお子さんがある子育て世帯を対象に、国民健康保険税の子どもに係る均等割額を免除します。
児童手当支給	中学3年生までのお子さんを対象に支給 ●0～3歳未満 1万5千円 ●3歳以上～小学校卒業前 1万円(第3子以降は1万5千円) ●中学生 1万円
出産・子育て応援給付金	妊娠届出、出産後にそれぞれ面接・アンケートを回答 ●各5万円
学校入学祝金・支援金	小学校入学祝金 中学校入学祝金・特別支援金 ●5万円 ●5万円・3万円
高校等通学支援金	高校等への通学費の一部支給 ●年額9万円(上限)
こども園保育料無料	全年齢児の保育料無料
給食費無料	ひらたこども園、小中学校の給食費無料
スクールバス運行	小中学校の遠距離通学者を支援します。
放課後児童クラブ	小学生を対象に下校後預かりを行っています。(月3千円)
ファミリーサポート事業	登録会員が小学生までのお子さんの預かりや送迎等を行う事業

営業時間変更のお知らせ

令和6年度からひらたフィットネスクラブ営業時間に変更となります。

●変更日 令和6年4月1日（月）～

●変更後の営業時間、担当インストラクター

	9：00～12：30	13：00～17：00	17：00～21：00
日曜日	× な し	○ 篠野 広規	
月曜日	定休日		
火曜日		○ 篠野 広規	○ 遠藤 麻希
水曜日		○ 金澤 巧	○ 遠藤 麻希
木曜日	○（女性のみ） 遠藤 麻希		○ 芳賀 常男
金曜日		○ 金澤 巧	○ 金澤 巧
土曜日		○ 篠野 広規	○ 金澤 巧

※○は利用可能、×は6年度より利用不可

国民年金だより

20歳以上の学生の方へ

年金の納付が難しい方は学生納付特例をお使いください!!

学生納付特例のポイント

1, 前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取るための受給資格に算入されます。

対象者

大学、短大、高等学校、高等専門学校等に在籍する前年所得が基準以下の方。

2, 手続きをしないと万が一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります。

年金は、老後に受け取るだけではありません。

万一病気やケガで障がいが残ったときに、保険料を納めていなかったり学生納付特例の手続きを行わないまま保険料を納めずにいたりすると、障害年金が受け取れなくなる可能性があります。

3, 承認された場合将来受け取れる年金の受給資格に算入されます。

ただし、年金額には反映されませんのでご注意ください。

	老齢基礎年金		障害年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格への算入
納 付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未 納	×	×	×

※ご不明な点等がありましたら、役場または年金事務所までお問い合わせください。

郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434 / 住民課 ☎ 55-3112